

平成28年度通所介護指摘事項一覧

6事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	変更届	○厚生労働省令で定める事項(施設の用途、定員)に変更があったにもかかわらず、都道府県知事に届け出ていませんでした。ついては、変更内容について、速やかに東京都に届け出てください。	介護保険法第75条第1項 法施行規則第119条第1項第五号、第131条第1項第六号	2
2	勤務表の作成	○従業者の日々の勤務時間や兼務関係等が勤務表上明確になっていませんでした。勤務表には必要な情報を漏れなく盛り込んで適切に作成してください。	都条例第111号第103条第1項 都条例施行要領第3の6の3(2)①	1
3	定員の遵守	○やむを得ない事情がなく、また、定員変更の届け出を行わない状態で定員を超えた利用者を受け入れていたことを確認いたしました。定められた事業所の定員を順守し、定員を超えての指定通所介護の提供は行わないでください。	都条例第111号第108条	1
4	事故報告	○事故が発生した場合の区への事故報告が行われていない事例がありました。ついては、区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告してください。	都条例第111号第110条の2第1項 都条例施行要領第3の6の3(8)	2
5	通所介護計画	○常態的にサービス提供の所要時間区分が複数ある場合に、通所介護計画の作成されていない所要時間区分がありました。ついては、所要時間区分が複数ある場合には、それぞれの所要時間区分に応じて適切に通所介護計画を作成してください。	都条例第111号第107条 都条例施行要領第3の6の3(5)②③	3
6		○屋外サービスについて通所介護計画に位置づけがされていませんでした。屋外サービスを実施する場合には、効果的な機能訓練等のサービスが提供できるよう、通所介護計画に位置付けてください。	都条例第111号第106条 都条例施行要領第3の6の3(4)⑤	1
7	通所介護費算定	○サービス途中で医療機関を受診していたにもかかわらず変更後の所要時間で算定していませんでした。適切な報酬算定となるよう、変更後の所要時間区分で算定し、介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表6ロ、老企第36号第2の7(1)、介護保険最新情報Vol.151「介護報酬に係るQ&A」Q3	1
8	個別機能訓練加算	○個別機能訓練を実施していないにもかかわらず、当該加算を算定していた事例がありました。適切な加算算定となるよう、当該加算の介護給付費及び利用者自己負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表6注8イ 老企第36号第2の7(9)	1
9	送迎減算	○救急搬送により復路自宅へ送迎しなかった事例について所定単位数が減算されていませんでした。算定要件を満たさない片道分について、適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表6注17 老企第36号第2の7(15)	1